

平成 27 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 カワセコンピュータサプライ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川 瀬 康 平
(コード 7851 東証第 2 部)
問合せ先 最高財務責任者 梶 山 伸 夫
(TEL 06-6222-7474)

架空取引に関する再発防止策のお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 7 日に公表しました「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載しましたとおり、架空取引を未然に防止することが出来ず、結果的に誤った会計処理を行っていたことを深く反省するとともに、第三者委員会報告書において指摘された原因及び再発防止策の提言について検討致しました。その結果、本日開催の取締役会において再発防止策を決定いたしましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ取引先および市場関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますこととお詫び申し上げます。

今後は、コンプライアンスの遵守の徹底し、全社一丸となって信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただき倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 不正取引の概要

当社は、平成 28 年 3 月期第 2 四半期の決算手続において、営業取引の一部に不明瞭な取引が発覚し、当社と利害関係を有しない社外の専門家で構成される第三者委員会を設置し、調査を行った結果、架空取引による不適切な売上高及び仕入高が判明いたしました。このため、平成 27 年 12 月 16 日付で、平成 23 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの有価証券報告書及び平成 23 年 3 月期の第 2 四半期から平成 28 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

決算への影響額につきましては、平成 27 年 12 月 16 日付で公表しました「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載しております。

2. 発生原因

(1) 売上唯一主義の風潮

当社において、売上唯一主義というべき企業風土になってしまっていた。

(2) コンプライアンス遵守に対する認識の欠如

当社の一部の従業員において、コンプライアンスに対する認識が欠如。

(3) モニタリング体制の脆弱性

営業部門の受注内容等における営業活動が日常的に監視されず、特定の営業職しか知り得ない状況に陥り、営業活動を有効に監視・牽制することが難しくなっていた。

(4) 業務プロセスに係る内部統制の問題

受注承認、売上承認、入金承認及び外注先への発注手続の形骸化が不正取引を許してしまった。

3. 再発防止策の概要

下記に記載しました再発防止策は、整備等に時間を要する項目もありますが原則、実施・検証を平成28年3月末までには終了する見通しです。

なお、現時点で一部実施しているものについて、コメントを付しております。

(1) 法令・社内規則・社会のルールを遵守

関係法令はじめ社会的規範に基づく様々なルールを遵守し、社会的な倫理・良識の下、常に社会から信頼される存在として、透明性を高め、公正かつ健全な企業活動に努めます。

- ① 当社は、架空売上・架空仕入れといった不正取引に一切関与しない宣言を行ないます。全役職員に周知するとともに、主要なお取引先にも通知いたします。
- ② 信頼性ある財務報告を行うために「財務報告に関わる内部統制に関する基本方針」（当社ホームページ参照 URL：<https://www.kc-s.co.jp/effort/zaimu/>）を再度、全役職員へ周知徹底を図ります。
- ③ 不適切行為が会社に対して及ぼす重大な影響の具体的内容を含め、全役職員に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施します。

(2) 日常的モニタリングの強化

- ① 当社の役職員が、法令・社会的規範に基づくルールに違反し、又はその疑いがある場合、お取引先等が当社に対してその旨を通報できる「お取引先通報窓口」を設け、主要取引先には「お取引先通報窓口」の設定を通知します。
- ② 営業部門の受注内容等の営業活動を日常的に監視する部門を、社長直轄の独立部門として業務管理部を設置します。（既に設置を完了しております。）

(3) 売上唯一主義の是正

営業部門の日常業務運営を売上重視から、売上・利益要素を組み込んだバランス運営に移行します。併せて、営業拠点・営業担当者の目標設定・業績評価・人事考課について、定量評価（業績評価）主体の評価から定性評価（考課者考課）を組込んだ体系とします。また定量評価においても売上高に加え、貢献利益・顧客数評価（稼働顧客数・新規顧客開拓数）等、営業活動を総合的に評価する体系に改定します。

(4) 業務プロセスに係る内部統制の整備・運用の強化

① 受注承認フロー、売上承認フロー

証憑の取得とその証憑に基づいた承認の徹底を社内通知等で再度徹底いたします。また、出荷や納品とは異なり、成果物と証憑が一緒に移動を伴わない（版データやソフトやライセンスの電子データ等で電子メールやインターネット配信するような）受注形態については、検収日が明確に記載された「検収書」を販売先から入手し、「検収書」に基づいて売上計上を行うように内部統制手続を変更します。（受注入力や受注承認等における手続きは、一部実施しております。）

② 請求・入金承認フロー

販売先と請求先（入金先）が異なる場合、基幹システムより自動的に出力される請求書以外に別途請求書の作成が必要な場合は現行の手続である「事前申請」を再度徹底します。また予め顧客より「請求先確認書」を事前に取得し、請求先の妥当性を承認者および経理部が判断できるように内部統制の手続を追加します。

③ 外注への発注フロー

営業部門による発注先の指定を原則として禁止します。営業部門から指定する場合は、内部統制の記述書で定めた金額以上は別途「申請書」にて2社以上の見積を添付のうえ申請し、購買担当者及び業務管理部の承認後、発注を行います。この手続は「購買業務規程」にも記載します。（受注入力や受注承認等における手続きは、一部実施しております。）

以 上